

「個人情報保護専門調査会・座長試案への意見」

平成23年7月26日開催予定の専門調査会欠席に伴い、報道の立場から以下の意見を提出致します。

平成23年7月4日
柿原理一郎（フジテレビ）

<要望> 「早急な法改正への対応を検討課題として頂きたい」

<理由>

* 個人情報が全面施行され6年ですが、本来の法の趣旨である、「個人情報の保護と有用性のバランス」は、著しく崩れた状態にあります。過剰反応については、これまでも数々指摘されていますが、修復不可能な事態と認識しています。

* 行政機関、民間機関で、正当な取材活動にも関わらず、法に便乗した形で、公開すべき情報を隠ぺいした行為は、そのまま、国民の知る権利を侵害したものと云わざるを得ません。

* 情報が遮断される現象で、速報性を大きな使命のひとつとする放送事業者は、今後、たとえば、広域・凶悪な事件発生の場合、速報番組で、的確な情報を伝達するという緊急時の公共性を果たせないばかりか、二次的、三次的被害への防犯的な役割も阻害されるという最悪の結果を招くことにもなりかねません。

* 報道は適用除外とされているにも関わらず、こうした「情報の有用性」が無視される事態は、もはや、啓蒙活動のみで、改善される、とは考えられません。

* また、過剰反応の問題点が解決されない現状で、大綱案が決定された共通番号制度に於ける第三者機関の制度設計等は、結果的に、「情報の有用性」をさらに縮小させる恐れがあります。

* 早急な個人情報保護法の改正を求めるほかはない、と考えます。

.....
@改正を求める上の考え方としては、平成21年3月27日に日本新聞協会が発表した「個人情報保護法に関する意見」=第7回の調査会に既提出=に於ける4「当面の改正を求める」項、また、行政機関個人情報保護法についても同じ4「当面の改正を求める」項にある内容をベースとします。

@「個人情報の保護」の重要性の認識については、第7回の調査会で、民放連が提出した意見通りであり、また、放送事業者の内部チェック体制の詳細については、民放連の代表者が調査会で述べた通りであることを付言しておきます。